

令和 7 年

第 2 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 6 月 ） 提 出 議 案

令和 7 年 5 月 1 6 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和7年第2回由利本荘市議会定例会（6月）提出議案一覧表		ページ
議案第 80号	由利本荘市副市長の選任について	1
議案第 81号	由利本荘市教育委員会委員の任命について	2
議案第 82号	由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	3
議案第 83号	由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	5
議案第 84号	由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例案	7
議案第 85号	由利本荘市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例案	8
議案第 86号	由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	9
議案第 87号	由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	11
議案第 88号	6災286号 1級市道袖山線道路災害復旧工事請負契約の締結について	13
議案第 89号	由利本荘市立本荘東小学校 校舎棟B工区 建築主体工事請負変更契約の締結について	14
議案第 90号	由利本荘市道路線の廃止について	15
議案第 91号	由利本荘市道路線の認定について	18
議案第 92号	交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	22
議案第 93号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）	別 冊
議案第 94号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
議案第 95号	令和7年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 96号	令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 97号	令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第 98号	令和7年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊

議案第 99号	令和7年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊
議案第100号	令和7年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）	別 冊

議案第 80 号

由利本荘市副市長の選任について

次の者を由利本荘市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 三 森 隆

年 月 日生

令和 7 年 5 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市副市長を選任するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 8 1 号

由利本荘市教育委員会委員の任命について

次の者を由利本荘市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 道 昭

年 月 日生

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市教育委員会委員を任命するにあたり、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 8 2 号

由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 7 条の 2 任命権者は、由利本荘市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 3 7 号）（以下「育休条例」という。）第 2 1 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 育休条例第 2 1 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第 1 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 83 号

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出し中「部分休業の承認」を「第 1 号部分休業の承認」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第 2 条から第 5 条までの規定による勤務時間又は勤務時間条例第 21 条の規定により任命権者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「第 19 条」を「第 18 条の 2 第 1 項」に改め、「規定による」の次に「介護時間の」を加え、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、「（第 1 項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）」を削る。

第 18 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 18 条の 2 法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- （1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 18 条の 3 法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 84 号

由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 25 年由利本荘市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 の項中、「本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約（平成 17 年由利本荘市告示第 24 号）」を「由利本荘市介護保険条例（令和 6 年由利本荘市条例第 46 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表（4 の項に限る。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 5 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市介護保険条例の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 85 号

由利本荘市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例（案）

由利本荘市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

（由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 1 条 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年由利本荘市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条を削る。

（由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年由利本荘市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 8 日から適用する。

令和 7 年 5 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項中「第 41 条第 3 項第 1 号」を「第 41 条第 3 項」に改める。

第 41 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「この号」を「この号及び第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号中「特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための

措置が講じられていること。

第41条第2項第2号中「前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 87 号

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項第 1 号中「家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第7条第2項第2号中「次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 88 号

6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 1 6 0, 6 0 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税額 1 4, 6 0 0, 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 山科建設・三浦土木 特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市矢島町七日町字曲り渕 1 5 8 - 1
山科建設株式会社
代表取締役 山科 優

令和 7 年 5 月 1 6 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 89 号

由利本荘市立本荘東小学校 校舎棟 B 工区 建築主体工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 由利本荘市立本荘東小学校 校舎棟 B 工区 建築主体工事
- 2 契約金額 930,441,600 円
(変更前 898,150,000 円)
- 3 契約の相手方 塚本建設・伊藤建友特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市水林 3-7
株式会社塚本建設
代表取締役 石川 寛志

令和 7 年 5 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市立本荘東小学校 校舎棟 B 工区 建築主体工事の変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第90号

由利本荘市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

路線番号	路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
13310	荒町10号線	由利本荘市荒町字真城76番地先	由利本荘市荒町字真城55番地先	262.8	小 2.2 大 2.7
13331	荒町大沢線	由利本荘市荒町字真城20番1地先	由利本荘市大沢字川原田5番5地先	816.0	小 1.9 大 5.2

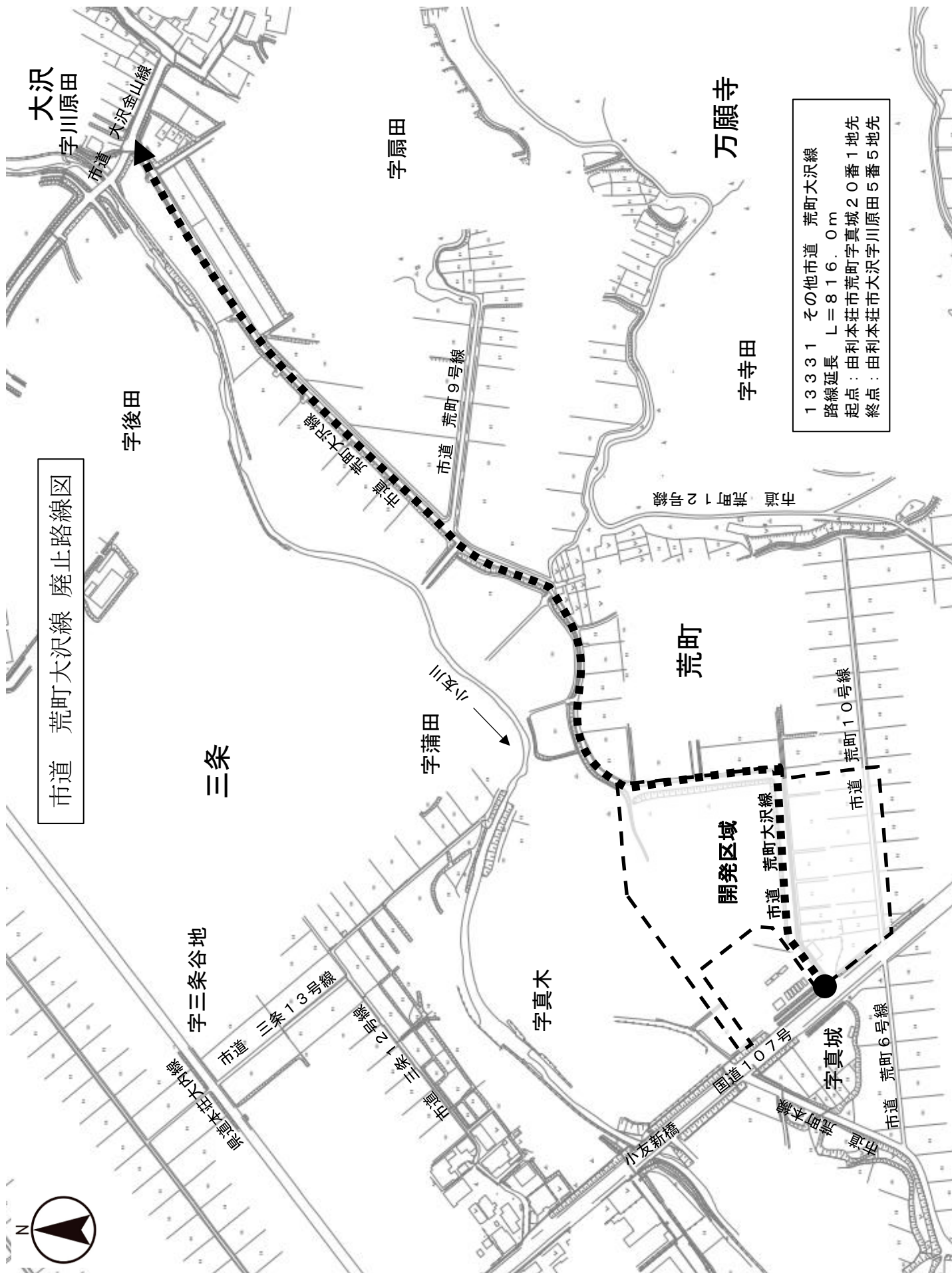
令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

開発行為による市道路線の見直しに伴い、廃止するものである。





議案第91号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

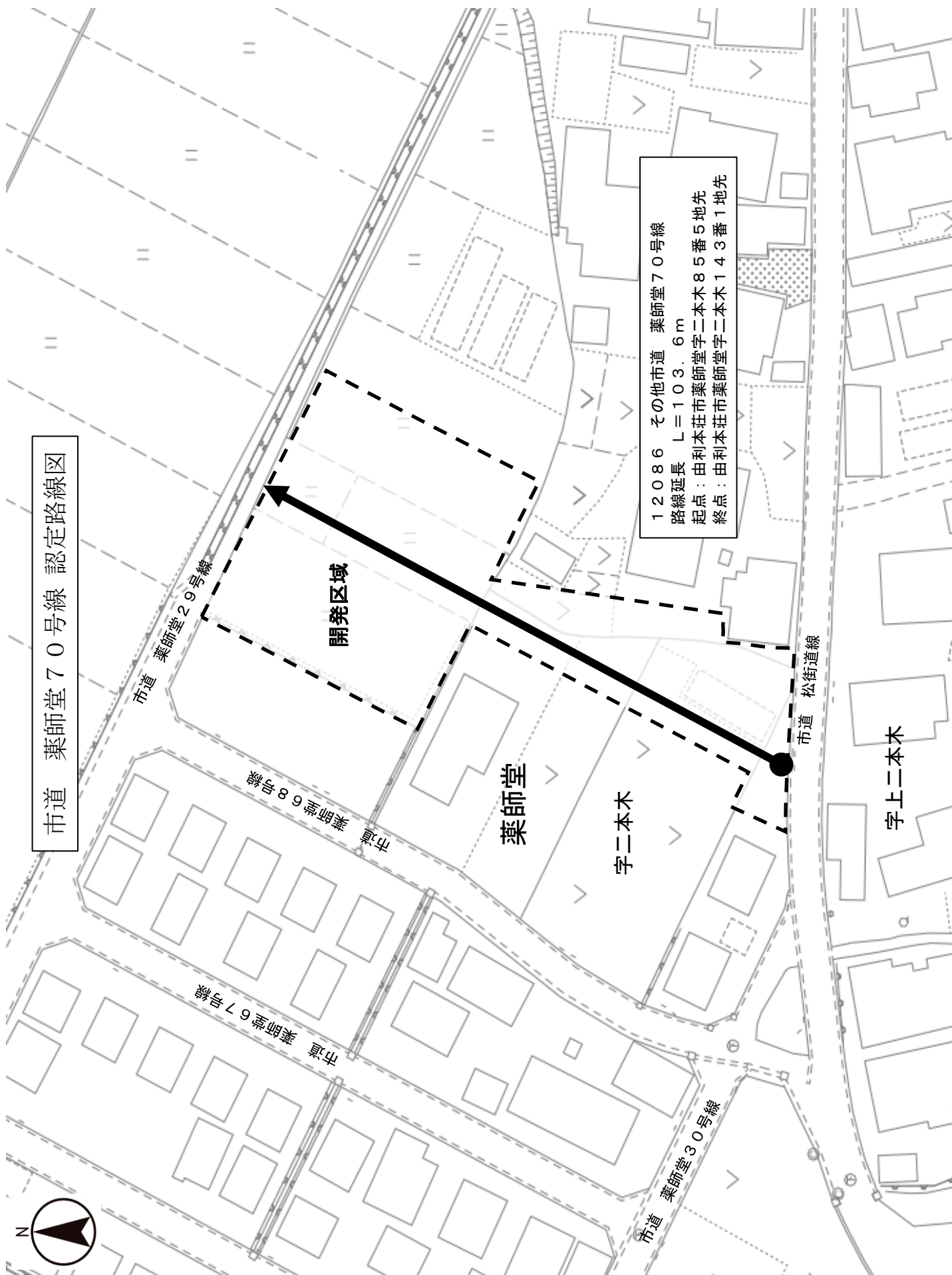
路線番号	路線名	起 点	終 点	延長（m）
12086	薬師堂70号線	由利本荘市薬師堂字二本木85番5地先	由利本荘市薬師堂字二本木143番1地先	103.6
13310	荒町10号線	由利本荘市荒町字真城63番1地先	由利本荘市荒町字真城55番地先	166.8
13331	荒町大沢線	由利本荘市荒町字真城76番7地先	由利本荘市大沢字川原田5番5地先	841.3

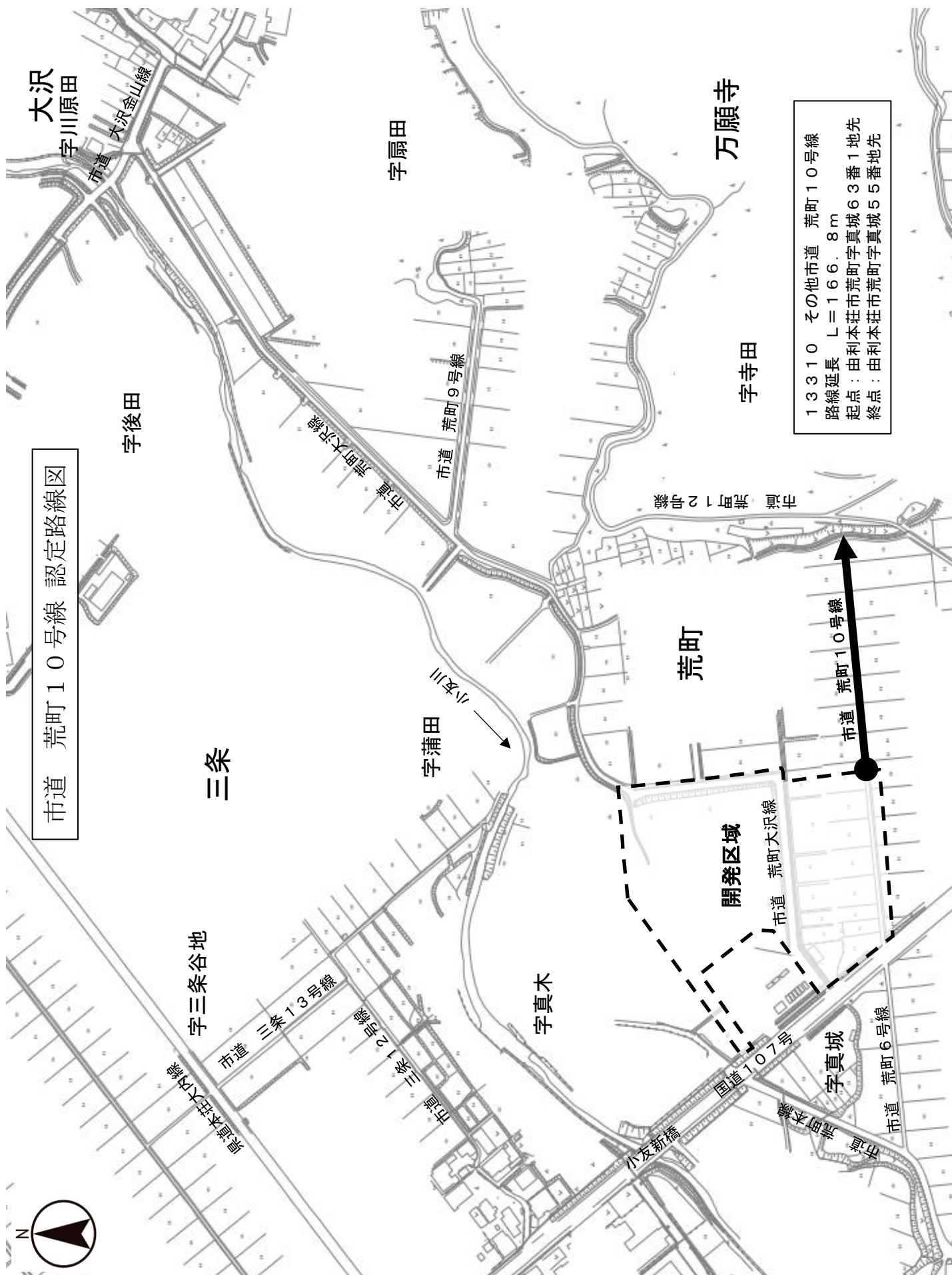
令和7年5月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

- ・薬師堂70号線
開発行為に伴い、新たに設置される路線について認定するものである。
- ・荒町10号線、荒町大沢線
開発行為による市道路線の見直しに伴い、認定するものである。







13331 その他市道 荒町大沢線
路線延長 $L = 841.3\text{ m}$
起点：由利本荘市荒町字真城7番7地先
終点：由利本荘市大沢字川原田5番5地先

議案第 92 号

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 11 月 29 日、由利本荘市本荘地内において、公園管理業務中に公用車の運転を誤り変圧器塔を破損させた事故について、次のとおり和解する。

1 相手方

秋田市山王 5 丁目 15 番 6 号
東北電力ネットワーク株式会社
秋田支社 支社長 橘内 悟

2 和解の内容

由利本荘市は、相手方に対し損害賠償金 4,227,313 円を支払うものとする。

令和 7 年 5 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。